

認可保育園のコロナ禍における保育士の休業補償の是正に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 61 号

受理年月日 令和 2 年 11 月 5 日

付託年月日 令和 2 年 11 月 27 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 コロナ禍において、認可保育園を休まざるを得なかった保育士に対し、国からは委託費が全額支給されているにも関わらず、6割しか休業補償を支払わない園が多数あります。

6月17日に内閣府、厚生労働省、文部科学省から連名で区に対し、補償を全額支払うよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法等に基づき各園に指導、監査を行うように通達が出ています。この通達は区の保育課でも確認しています。それにもかかわらず、いまだに是正が行われていない園が多数あります。

監査をしようとしても、園側からうまく丸め込まれてしまうケースもあると聞いています。このような違法ともいえる状況を区は放置したままで良いのでしょうか。他の区では厳しく指導を行っているところもあると聞いています。国からの委託費(公定価格)は元を正せば我々の税金です。税金が正しく使われているか、納税者には知る権利があります。

待機児童解消や保育士の待遇改善が叫ばれているなかで、このような状況が続くことは許されることではありません。

つきましては、コロナ禍で努力している保育士が泣き寝入りするようなことがないよう、区に強く働きかけていただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

厳しく各園に指導、監査を行うよう区に働きかけてください。結果も公表してください。指導に従わない園名も公表してください。